

タイ特定技能外国人に係る手続の流れについて

○タイから新たに受け入れる場合(直接雇用の場合)

タイ王国労働省(MOL)

雇用契約書等
必要書類の
審査結果を報告

駐日タイ王国大使館
労働担当官事務所

④雇用契約書の
認証
手続申請

⑤認証

⑫来日報告書を提出
(注)

日本の
特定技能所属機関
(受入機関)

①雇用契約の締結

⑥在留資格認定証明書・認証済の雇用契約書等の送付

②在留資格認定
証明書交付申請

③在留資格認定
証明書交付

地方出入国在留管理局

⑨海外労働・出国許可申請

⑩許可

申請人

帰国した技能実習2号又は
3号を良好に修了した者

試験に合格した者

⑦査証申請

⑧査証発給

在タイ日本国大使館

⑪タイを出国

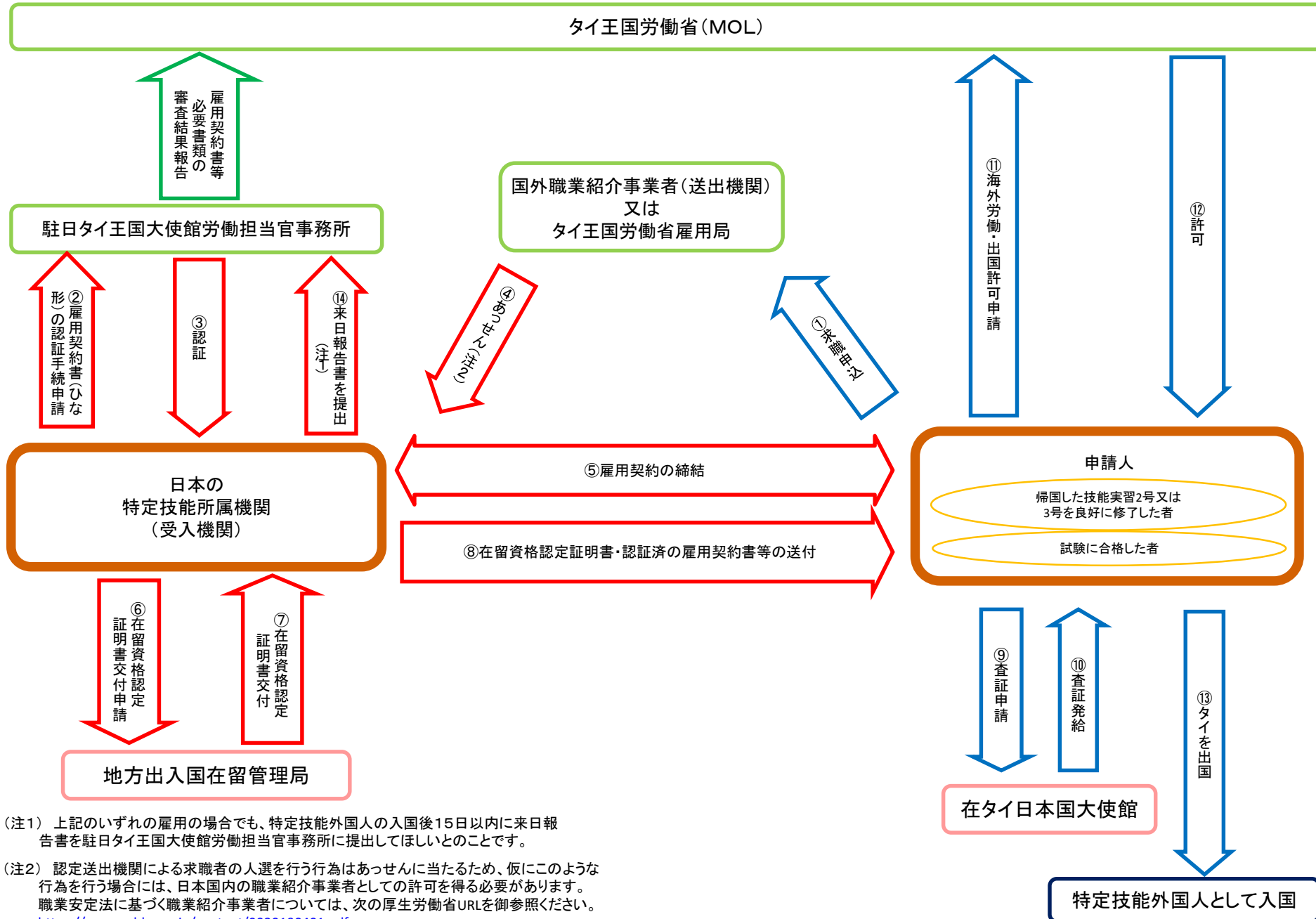
特定技能外国人として入国

(注) 上記のいずれの雇用の場合でも、特定技能外国人の入国後15日以内に来日報告書を駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に提出してほしいとのことです。

※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

タイ特定技能外国人に係る手続の流れについて

○タイから新たに受け入れる場合(国外職業紹介事業者又は雇用局を利用して雇用する場合)



(注1) 上記のいずれの雇用の場合でも、特定技能外国人の入国後15日以内に来日報告書を駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に提出してほしいとのことです。

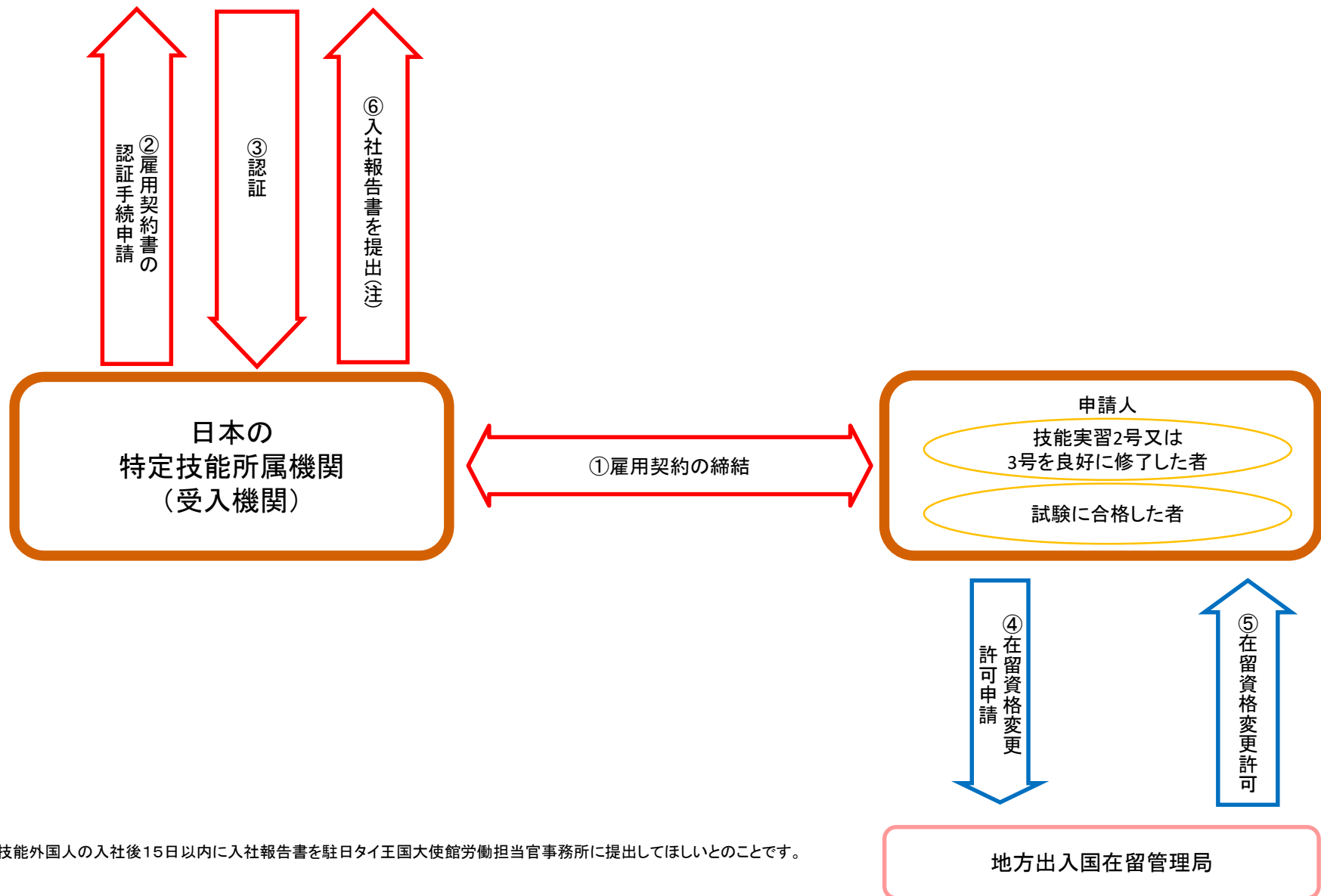
(注2) 認定送出機関による求職者の人選を行う行為はあつせんに当たるため、仮にこのような行為を行う場合には、日本国内の職業紹介事業者としての許可を得る必要があります。職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

タイ特定技能外国人に係る手続の流れについて

○日本に在留する方を受け入れる場合

駐日タイ王国大使館労働担当官事務所



(注) 特定技能外国人の入社後15日以内に入社報告書を駐日タイ王国大使館労働担当官事務所に提出してほしいとのことです。